



2024年7月15日
第707号
1部10円(組合員は組合費に含む)
郵便振替0960-7-117274

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)
発行人 増田 俊道
連絡先 大阪府中央区北浜東1-17 8F

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

尼崎市団交 勤勉手当支給となっても総額は変わらず?

組合は尼崎市に対して、夏期一時金及びALTの労働条件に関する団交を申し入れ、6月19日に行われました。

組合は24年度から会計年度任用職員への勤勉手当支給が可能となった地方自治法の改正および尼崎市条例を踏まえ、市に常勤職員と同様に一時金を支払うことを要求しました。しかし、市からの回答は、昨年夏の期末手当と同額の一時金を期末・勤勉手当として支払うというものでした。期末・勤勉手当271,000円とされているだけでその支給割合が不明なため内訳を問うと、整理



できていない、期末・勤勉と合わせて支給するといった根拠の不確かなものでした。そのため、組合は確認した上で再回答することを求めました。

23年度の賃金・一時金団交での組合へのゼロ回答により、人事院勧告の完全実施を求め、組合員が代表者となり尼崎市のALTたちは公平委員会への

措置要求を行っています。公平委員会での書面のやり取りについては組合HPにも掲載されていますが、市が主張するALTの仕事・職務と組合員たちの日々の労働の間で多くの認識違いがあります。団交では、長年勤務してきた経験からALTたちは職の実態を明らかにし、市の主張の間違いを指摘しました。公平委員会での審査は依然続いています。組合はあくまでも労使の自主解決を目指すべきであると団交に臨みましたが、市にその姿勢は見られませんでした。

後日、市から送られた再回

答では期末・勤勉手当の内訳として、「常勤職員の期末及び勤勉手当の支給月数の割合(54:46)で按分」し、算出されたものであるとしました。今まで期末手当だけで同額が支給されていたのですから、24年度になって期末手当がほぼ半額にされたということになります。これらの決定が地方自治法の改正や常勤職員の給与改定に準じた取り扱いを示した総務省各通知との間で整合性が取れるとは思えません。

組合はこのよう不合理な決定について闘い続けます。

山下恒生(顧問)

労働三権はく奪を許さない 全国のたたかう仲間とともに

「非正規」公務員から労働三権をはく奪された会計年度任用職員の導入について、国際労働機関 (ILO) に申し立てている4団体が主催する「ILO報告オンライン集会」に6月30日、参加しました。

4団体は2020年の改正地公法施行前からILOへの申立を始め、現在も精力的に活動を続け、今までILO専門家委員会から「非正規公務員の労働基本権を奪わないように」とする日本政府への見解をこの間引き出し続けています。しかし、日本政府に何ら動きが見られないことから、集会では直近の見解として、会計年度任用職員の制度実施5年後に雇用政策の改善に向けた評価を実施する意向を示すことを要請されたことが報告され

ました。5年後といえ、2025年が期限となるわけで、今後の動きに注目すべきです。また、別の委員会からは、地方公務員が条約に定める権利と保障を享受できるよう関連法を見直すことも示され、今年9月1日までに達成状況の報告が要請されたとのことでした。

全国のたたかう仲間からの報告として、組合からは大阪府の団交拒否不当労働行為事件の経緯と現在のたたかい、そして労働基本権制約の代償措置とされる公平(人事)委員会での措置要求の取り組みについて報告を行いました。

組合と同様に東京都の団体交渉拒否を争っている東京ゼネラルユニオンからは、不当労働行為の救済申立が都労委

において却下されたため、都労委命令の取り消し訴訟を行っていることが報告されました。注目すべき点として、第1回口頭弁論において、裁判長から申立人適格がないと救済申立を却下した東京都(都労委)には、地公法の立法事実や検討経過について説明はできないのではないか、と総務省に説明させる提案があったということです。そのため、原告側は総務省に対して、会計年度任用職員の制定は労働基本権はく奪を目的とするものであったか?など、常々、総務省の見解を聞いてみたいと思っていたストレートな質問が照会事項として提出されたということでした。

また、公募のあおりを受けて大量のスクールカウンセラーが雇い止めとなった件につい

て、公務公共一般労組からその経過や今後の提訴への動きが報告されました。なお、報告集会では、人事院が3年目以降は公募とした制限を撤廃することもまた報告され、私たちのたたかいは着実に何らかの成果をあげていることが確認できました。

酒井さとえ(書記長)

当面の日程

- 7月20日(土) 13:00~
大阪全労協 第35回定期大会
エルおおさか5階研修室2
- 7月20日(土) 13:00~
「代執行でも破綻する
辺野古新基地建設を問う!」
PLP会館5F 講師:北上田 毅さん
主催:しないさせない戦争協力関西ネットワーク
- 7月21日(日) エルおおさか6F
第14回「日の丸・君が代」全国集会
10:00~16:30 講演と報告 デモあり

迷走続く万博 夢洲での開催が全ての根源

来年4月開幕予定の万博は、ここにきてますます迷走を強めています。会場予定地でのメタンガス爆発、硫化水素の検出、はては猛毒のヒアリ発見・・・そして相次ぐ各国パピリオンの撤退・縮小。さらに増え続ける建設費や運営費、交通アクセス、防災対策、予想される赤字など、枚挙にいとまがないほどです。

こうした事態を招いた根源はどこにあるのでしょうか？

それは夢洲に会場を決めたことです。それ以外にはありません。そして、夢洲に会場を決めたのは、まさにそこがIR・カジノの誘致先だったからです。もともと万博の誘致活動が始まったとき、会場候補地に夢洲は入っていませんでした。夢洲は、もともと

大阪市民の出すごみや河川・港湾のしゅんせつ土、建設山土などの処分場です。大阪維新の会が牛耳る大阪府・市は、自らが進めるベイエリア開発の一環として、夢洲にIR・カジノを誘致しました。そして、そのために必要なインフラ建設などをもっともらしく進めるために、万博会場を強引に夢洲に決めました。まさに「夢洲へのIR・カジノ誘致ありき」が中止の声が大きくなっても、万博を強行する理由に他なりません。

課題だけの万博参加強制

いま大きな問題となっているのは、吉村知事の提唱する子どもたちの無料招待で、学校行事として児童・生徒を万博に引率するという問題です。

これの実施主体である学校現場からは多くの疑問や心配の声が上がっています。団体休憩所が2千人分しかなく、しかもメタンガス爆発現場に近接していること、バスの乗降場所から「リング」まで炎天下で数十分も歩かなければならないこと、バスの確保が困難で、渋滞も予想されること、開幕まで下見できないことなど、これで安全に子どもたちを引率できるという教職員はいないのではないのでしょうか。こうした中、交野市では、市長の決断で学校として万博に行くことはしないことを決めました。しかし、首長が維新の会所属である自治体では、不参加という選択肢はないと校長が言い切るなど、学校行事としての参加が強制される

事態も生じています。子どもたちの安全を無視する学校行事強制は決して許されません。

私たちはあくまで万博の中止を要求していきませんが、それとともに学校行事として万博参加を強制しないよう取り組む必要があります。組合からも7月4日付で万博参加を強制しないよう要求書を府教委に提出しました。学校現場での働きかけ、各自治体への申し入れ、市民団体との連携した運動にとりくんでいきましょう。加えて、万博夢洲開催のそもそもの根源であるIR・カジノに反対していく必要があると思います。

寺本 勉

(特別執行委員／どないする大阪の未来ネット運営委員)

文化おちこち (268) 書のワンポイントレッスン

4. 構築形態による文字種別

①立座体底辺の横画で安定を図るという考え方の文字。

田 正

※最も安定させやすい文字の集団です。

②立脚体縦画(脚)と底面が接していることで安定を図るという考え方の文字。

中 門

※脚数の増加は安定に寄与します。

③懸垂体立てることが不可能なため、吊しているという考え

夕 即

5. 空間の統一

同じ方向の点画の間を等しくすることを、「等間隔にする」と言いますね。しかし、同じ方向の点画だけで構成されている文字は限られています。

耳 曲 谷

書道では、点画と点画の間に生じる空間のことを「分間」と呼びます。この分間を等しくすることを「等分間」と呼びます。これを心がけると、文字に一定の規則性が生じ、字形が整うという効果が生まれます。問題はどの分間を等しくすると良いかに気づけるか否かという点にあります。幾つかの例と問題を挙げておきますので「悪筆」に定評があると自負しておられる読者は、ペンを持ってチャレンジしてみてください。(てらはく)

日韓「書」文化交流展 開催中
「書」の調和 2024. 7. 27. まで
大阪韓国文化院 ミリネギャラリー
日・祝休館 土5時まで入場無料
フェルリア、寺田白雲 両作家作品展

24 文科省交渉 重点項目決定

毎夏、行っている全学労組文科省交渉の重点項目が決定しました。毎回、粘り強く訴えている「給特法」の廃止については続行。更に、今年5月13日に出された中教審のまとめの中に書かれた内容を加えました。(前号参考)

能登半島地震では、校舎に寝泊まりしながら勤務をした教職員がいました。非常災害時に教職員が時間外勤務に従事した場合の法的根拠、従事時間の上限、賃金に関することを整備しておく必要を感じ、重点項目に入れました。

欠員問題として、産育休、病休の代替確保の工夫、採用増のための予算措置を要求します。

大阪から発信した「私学の授業料無償化」「万博」が抱える問題も重点項目に加えてもらいました。授業料無償化を自治体レベルで行った時の問題点を明らかにしたいと思います。大阪の高校では、公立・私立の競争原理を重視した結果、高校のない市が出現。高等教育を受ける権利の侵害に繋がりがねない状況になっていることを文科省がどう考えているのかも聞きたいと思います。

万博問題では、児童・生徒の参加は、安全、健康を守ることを一番に考えるよう、各学校に発信することという、当たり前の要求をします。

高田晴美(副執行委員長)



千円札の肖像が野口英世から北里柴三郎に替わった▼両者共微生物学者であるが国際的評価は大きく異なる▼北里はコッホに師事した純粋培養法で破傷風菌を発見して血清療法の基盤を築いた▼黄

熱病菌を含め野口の業績の殆どは否定された▼日本は例外で野口記念アフリカ賞が2008年に設定され、主宰する内閣府のページには野口礼賛の言葉▼野口から北里への交替が国際標準への回帰であれば良いのだが